

日本国環境省とウズベキスタン共和国国家エコロジー気候変動委員会との間の 環境保護分野における協力覚書

(仮訳)

日本国環境省とウズベキスタン共和国国家エコロジー気候変動委員会（以下、個別には「当事者」、両者を合わせて「両当事者」と言う）は、

環境問題の地球規模的な性質を考慮し、環境の保全と改善のための共通の責任を認識して、

環境保護の分野での協力拡大に努力し、現在と未来の世代のために環境を保護し改善する重要性を認識して、

国際的な環境協力の分野で得た経験を考慮して、

両当事者が参加している国際的な環境に関する条約の規定に基づき、

以下の認識に到達した：

第1項 目的

両当事者は、平等と互恵に基づき、持続可能な開発の目標と原則を指針として、各国の国内法規と両国において適用される国際条約に従い、環境保護の分野で協力する。

第2項 協力分野

本覚書の下での協力は、以下の分野において行う。：

- 気候変動
- 大気汚染
- 水質汚濁
- 廃棄物管理

この協力は、両当事者の決定した他の分野でも実行することができる。

第3項 協力の実施

本覚書の下での協力は、以下を含む形式をとり得る。：

- 会合、会議、シンポジウム、ワークショップ等を通じた能力構築
- 政府職員又は専門家間の情報交換

この協力は、両当事者の決定した他の形式でも実行することができる。

第4項 修正

本覚書は、両当事者の同意により、いつでも修正することが可能であり、修正箇所は、本覚書の不可分の一部となる。

第5項 相違の解決

本覚書の項目の解釈や適用について相違が発生した場合には、両当事者は、交渉や協議を通じて解決する。

第6項 開始日・期間・終了・その他の事項

本覚書の下での協力は、署名の日に開始する。

この協力は、3年間継続し、いずれかの当事者が終了より少なくとも90日前に不更新の書面通知を提出した場合を除き、自動的に更に2年間更新され、計5年間まで継続する。

この協力は、いずれかの当事者が終了を意図する日より少なくとも6か月前に書面通知を提出することよりいつでも終了することができる。

この協力の終了は、両当事者が別途決定した場合を除き、進行中のプロジェクト又は活動が完了するまで、当該プロジェクトまたは活動の期間に影響を与えない。

本覚書は、国際法上の法的な権利や義務に影響を与えない。

本覚書の下での協力は、自発的な相互の資源に依拠するものである。本覚書は、両当事者に対して、財政的又は法的義務を負わせるものではない。

2026年3月11日に、英語による原本2通に署名した。

日本国環境省のために

ウズベキスタン共和国
国家エコロジー気候変動委員会
のために

石原宏高大臣

アジズ・アブドゥハキーモフ
大統領顧問・議長